

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、A株式会社（以下「会社」という。）において、営業職として業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、車の助手席に同乗していたところ、B県内の交差点において、同乗車がタクシーと衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し「頭部打撲、脳挫傷、肋骨骨折、血胸、顔面外傷、鼻出血、上嘴唇裂傷、頸椎捻挫」と診断された。

その後、請求人は、D病院等において療養を行い、平成〇年〇月〇日にE医院が終診となったことから、加害者の加入する損害保険に後遺障害請求を行ったが、等級非該当と認定された。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件事故との因果関係があるとして、監督署長に休業補償給付及び「尾骨骨折の既往、変形性頸椎症、右肩石灰沈着性腱板炎」「高次脳機能障害」「右感音難聴」に係る療養補償給付を、また、同年〇月〇日に「頭部打撲、脳挫傷」等に係る障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、療養補償給付については本件事故との因果関係が認められないとして、また、休業補償給付については、労災保険法第42条の規定による時効が成立し、請求権が消滅しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

さらに、障害補償給付については、請求人提出の「自動車損害賠償責任保険

後遺障害診断書」により治ゆ日を平成〇年〇月〇日と認定した上で、労災保険法第42条の規定による時効が成立し、請求権が消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、このうち、療養補償給付及び障害補償給付に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否か、また、障害補償給付について、時効が成立しているとした監督署長の決定が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件公開審理において、要旨、請求人は、事故及び事故の外傷による病変等により、尾骨骨折、高次脳機能障害及び感音難聴などを発症し、治ゆ後の現在も治療が継続されている旨主張する。

(2) しかし、当審査会で検討した結果は、決定書理由第2の2の(2)のエに記載するとおりであり、事故による原傷病と請求人の主張する(1)の症状との間に医学的因果関係は認められず、また治ゆ時の後遺症の症状に比較して増悪した状態であると認定することもできず、更に治療効果も認められていない。したがって、請求人の主張は決定書第2の1の(1)に説示する判断の要件を満たしているとは言えないことから、請求人らの当該主張は認められない。

(3) また、障害補償給付については、既に労災保険法第42条による時効が成立

しているところである。

なお、この点について、請求人は労災保険法第42条の時効に関する知識がなかったこと及び就業規則に記載がなかったことなどを請求が遅れた理由であるかのように主張するが、法の不知は救済されないことから、当該主張は本件結論を左右しないことを念のため付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付をしない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。